

# 利用者のために

- 1 市町村民経済計算の概念
- 2 市町村民経済計算の推計方法
- 3 SNSと日本標準産業分類の対応表

(平成14年改訂)

## 1 市町村民経済計算の概念

### 1-1 市町村民経済計算とは

市町村民経済計算とは、県内各市町村の一定期間（会計年度）の経済活動を取りまとめたものである。これは、各市町村経済の構造などを計量把握することにより市町村民経済の実態を明らかにするものであり、地域経済分析や諸施策の企画・立案などの基礎資料として利用されている。

推計は、国民経済計算や県民経済計算と共通する 93 S N A（System of National Accounts 1993）という国際的な体系に基づいて行われている。

国連は昭和 43（1968）年にこれまで個別に整備されてきた諸勘定が体系的に統合された国際的な標準体系（68 S N A）を勧告した。国はこの勧告に基づき昭和 53 年に「国民経済計算」体系へ移行した。国連ではその後の経済状況の変化に対応すること等を目的として、平成 5（1993）年に体系の改訂を行っており（93 S N A）、国は平成 12 年 10 月に「国民経済計算」の 93 S N A への移行を行った。

本県の県民経済計算は、平成 6 年度に、それまでの「県民所得」体系から 68 S N A の考え方に基づく「県民経済計算」体系へ移行した。その後、平成 14 年度に 93 S N A への移行を行った。市町村民経済計算では従来、概念調整方式<sup>1</sup>により推計を行ってきたが、県などとの整合性を図るため、平成 9 年度に 68 S N A へ移行した。また、平成 14 年度に県民経済計算と同様に 93 S N A への移行を行った。

### 1-2 経済の循環と三面等価

経済活動によって生産された付加価値は、労働者や企業に賃金や利潤として分配され、分配された所得は消費や投資として支出される。

このような経済活動は〈生産〉 〈分配〉 〈支出〉と「循環」しているが、この三つは同じ付加価値を異なる三つの側面から見たもので、本来一致すべきものである。これを「三面等価の原則」という。

なお、市町村民経済計算では、生産面から把握した「市町村内総生産」、分配面から把握した「市町村民所得」を推計の対象としている。

### 1-3 統計表の基礎概念

#### （1）市町村内総生産

1 年間に市町村内の生産活動によって新たに付け加えられた価値（付加価値）の評価額を示したもので、産出額からの中間投入<sup>2</sup>を除いたものにあたる。産業、政府サービス

<sup>1</sup> 概念調整方式

SNA 概念への調整方式。旧方式の所得推計から SNA 方式に移行する過程の第 1 段階。

<sup>2</sup> 中間投入

原材料・光熱水費・間接費など、生産の過程で消費された財貨・サービス。

生産者、対家計民間非営利サービス生産者の経済主体別に構成されている。

#### 産業

市場での利潤の追求を目的として財貨・サービスを生産する事業所（主に民間の事業所）によって構成される。民間の事業所と類似した生産構造を持つ公的企業<sup>3</sup>などもここに含まれる。

#### 政府サービス生産者

通常の産業活動では一般的に供給されないような社会に共通のサービスを、無償ないし生産コストを下回る価格で供給する主体で、国出先機関・県・市町村・社会保障基金から構成される。電気・ガス・水道業（公営の下水道・廃棄物処理）、サービス業（国公立学校など）公務からなる。

#### 対家計民間非営利サービス生産者

利潤の追求を目的とせず家計に対しサービスを提供する団体で、私立学校・私立社会福祉施設・宗教団体などが含まれる。

### （２）市町村民所得

生産活動で生み出された付加価値が、市町村民（生産要素を提供した市町村の居住者）にどのように分配されるか把握したもので、雇用者報酬、財産所得、企業所得から構成される。

#### 雇用者報酬

雇用者に対する給与や諸手当の支払で、社会保険の雇主負担分や退職一時金も含まれる。

#### 財産所得

資産の貸借により生じる所得の移転で、利子・法人企業の分配所得・保険契約者に帰属する財産所得・賃貸料からなる。一般政府・家計・対家計民間非営利団体のそれぞれについて計算される（企業については企業所得に含まれる）。

#### 企業所得

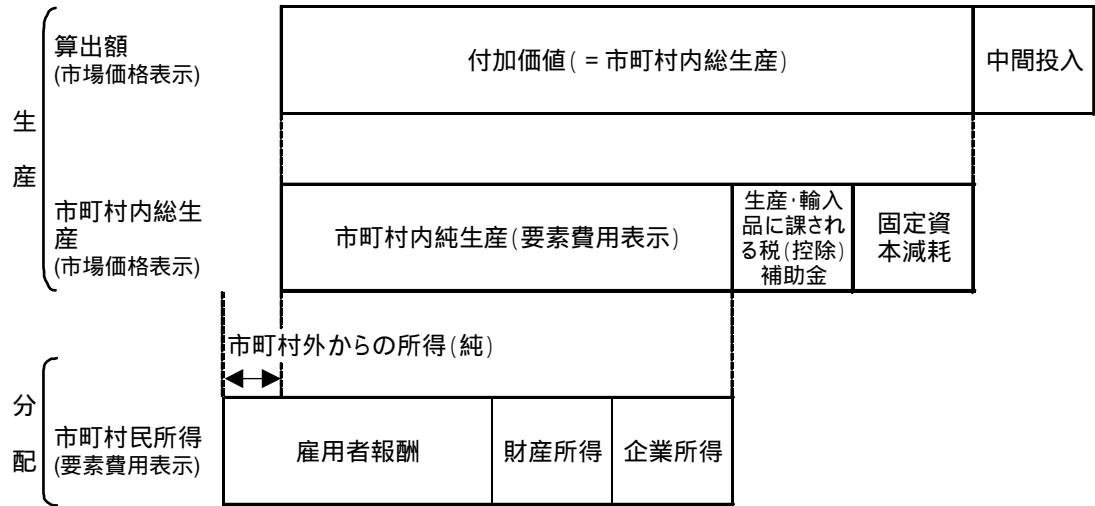
営業余剰に企業の財産所得の受取を加え、支払を控除したもの。民間法人企業所得・公的企業所得・個人企業所得からなる。

---

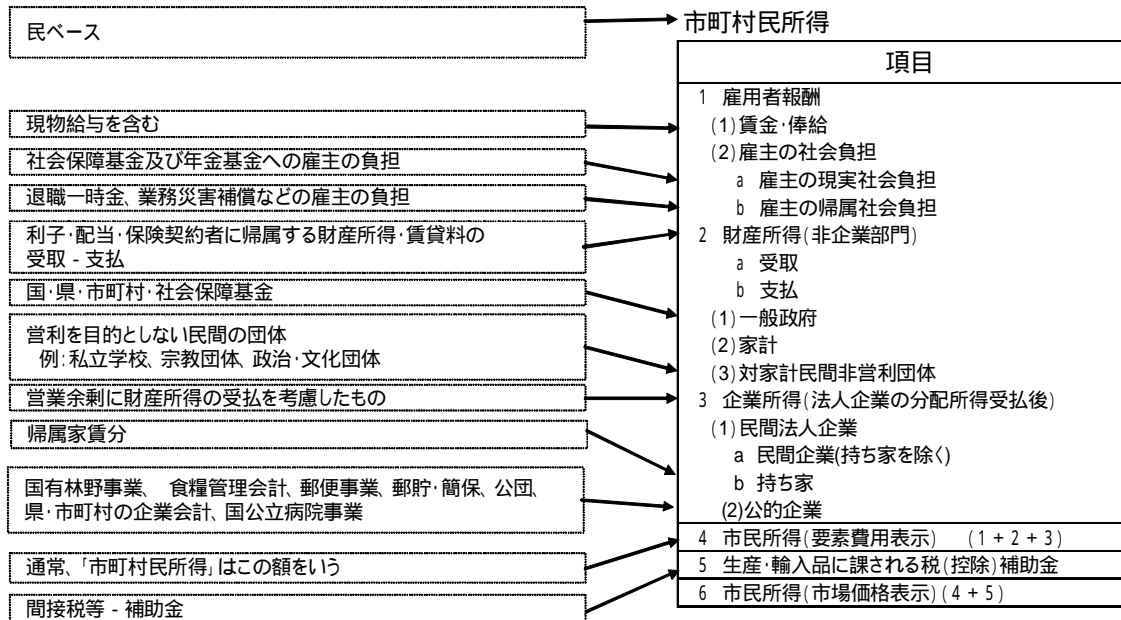
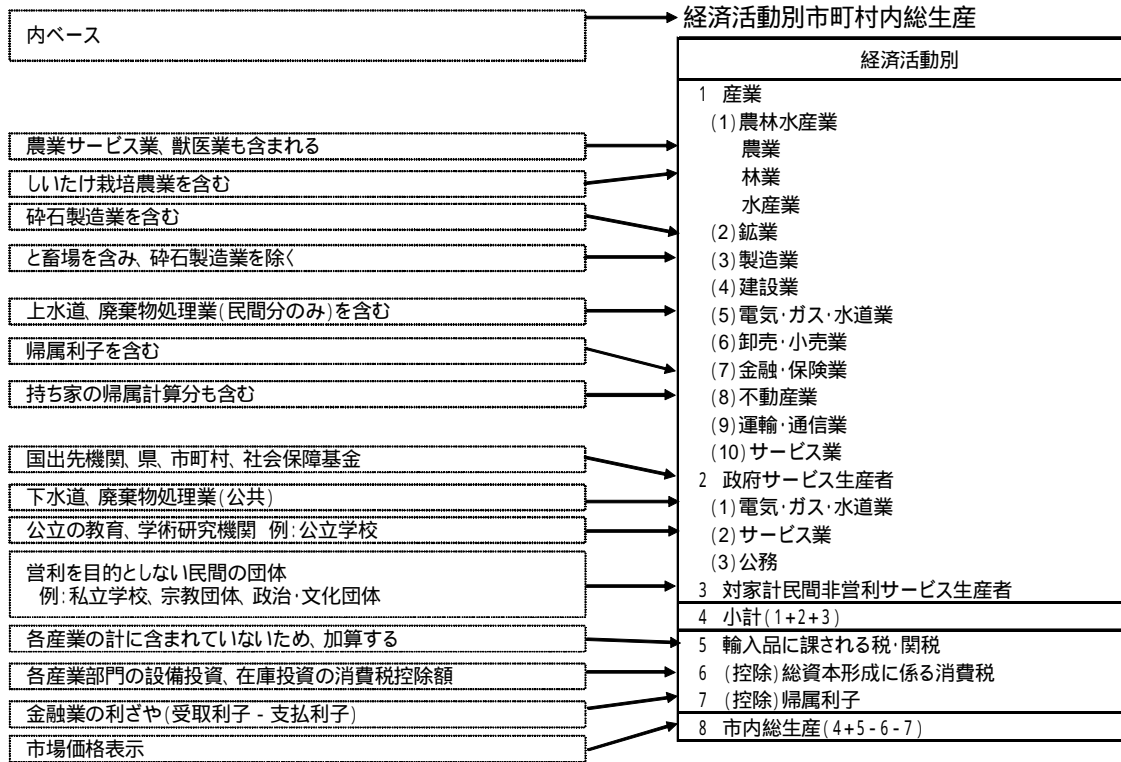
<sup>3</sup> 公的企業

国有林野事業、食糧管理事業、郵便事業、郵貯・簡保事業、道路公団、県・市町村の企業会計、国公立病院事業。

< 市町村民経済計算の構造 >



<統計表のポイント>



## 1-4 用語

### (1) 「内」と「民」の違い

市町村民経済統計では、推計方法の違いで「内」ベースと「民」ベースの2つが使われている。

「内」ベースはその生産に携わった人の勤務地に着目（属地主義）してとらえるもので、一方「民」ベースは生産に携わった人の居住地に着目（属人主義）するものである。例えば、A市に居住し、B市で働いている人の場合、その人の生み出した付加価値は、生産系列ではB市の市町村「内」総生産、分配系列ではA市の市町村「民」所得として把握されることになる。

### (2) 「総」と「純」の違い

付加価値は、固定資本減耗を含むかどうかで2つの捉え方がある。固定資本減耗とは、機械や設備などの通常の使用による磨耗分（企業会計でいう減価償却費相当）に、通常起こりうる程度の事故などによる滅失分を加えたもので、産出額から中間投入を引いた「総」生産にはこの分も含まれている。一方、この固定資本減耗分を控除した正味の付加価値が「純」生産になる。

$$\text{「総」生産} - \text{固定資本減耗} = \text{「純」生産}$$

（なお、資料の制約等から純生産は表章していない。）

### (3) 「市場価格表示」と「要素費用表示」の違い

所得の表示には、市場価格表示と要素費用表示の2つがある。市場価格表示は、所得を市場で取り引きされる価格で評価したもので、この価格は消費税などの生産・輸入品に課される税<sup>4</sup>分だけ高く、財貨の価格を下げるために政策的に拠出する補助金<sup>5</sup>分低くなっている。

そこで、市場価格表示から生産・輸入品に課される税を引いて補助金を加えたのが要素費用表示になる。この要素費用表示は、生産に必要とされる生産要素に対して支払われる価格で評価したものになる。通常、「市町村内総生産」は市場価格表示を、「市町村民所得」は要素費用表示の数値を使用している。

$$\text{市場価格表示} - \text{生産・輸入品に課される税} + \text{補助金} = \text{要素費用表示}$$

### (4) 帰属計算

帰属計算はSNA上の特殊な概念である。実際には市場で財やサービスの授受が行わ

---

<sup>4</sup> 生産・輸入品に課される税

産業から一般政府への移転で、市場価格を変化させる。消費税、酒税、固定資産税などいわゆる間接税に相当するものを含む。

<sup>5</sup> 補助金

一般政府から産業への移転で、市場価格を変化させる。利子補給金、公的企業への経常補助金など。

れていないにもかかわらず、あたかも行われたようにみなして計算を行うことをいう。「帰属家賃」や、「帰属利子」がこれにあたる。

#### 帰属家賃

持ち家を自分自身に貸していると擬制して市場家賃で評価したもの。居住形態（持ち家、借家、借間）の違いによる総生産額等の差を無くするための概念。生産系列では不動産業の生産額の一部として、分配系列では個人企業所得の持ち家に計上される。

#### 帰属利子

金融業の受取利子・配当と支払利子の差額。本来、利子などの財産所得は、生産活動により新たに生じた付加価値ではない。しかし、金融業の付加価値額に利子の差額分を含めないとマイナスとなり、他の産業と比較するのに不都合である。そこで金融業に限り、一旦付加価値額に利子の差額分を含め、小計の後で控除することとしている。

#### (5) 一人当たり市町村民所得

生産活動で生み出された付加価値を、労働・土地・資本などの生産要素に分配したものをそれぞれ雇用者報酬、財産所得、企業所得といい、この合計が市町村民所得である。各市町村の所得水準を比較するときに使われる「一人当たり市町村民所得」は、これをその年の10月1日現在の各市町村の総人口で割ったもののことである。

したがって、「一人当たり市町村民所得」は個人の所得（給与）水準を表すものではなく、企業の利潤なども含んだ各市町村経済全体の所得水準を表している。

#### (6) 遡及改訂

市町村民計税計算は県民経済計算などと同様に、新しい年度の推計結果が公表されると、併せて過去の各年度の数値も溯って改訂される。これは、統計調査の中には毎年実施されないものも多く、実施されない中間年度については暫定的に推計した数値を使うために、その後新しい調査結果が公表された時にそのデータを使って過去に溯って数値を修正していることや、推計方法の見直しを行っていることなどが要因となっている。

## 2 市町村民経済計算の推計方法

市町村民経済計算は、産業や所得の各項目ごとに県値（県民経済計算）を各種指標で分割することにより算出している。

なお、県民経済計算は内閣府が示した「県民経済計算標準推計方式」に準拠して算出したものである。

### 生産系列

項 目		分割指標	基礎資料	
農業		農業粗生産額	山形県農林水産統計年報 (東北農政局)	
林業	国営林業	国有林野面積	秋田営林局資料	
	民営林業	特用林産物以外の林業	素材生産量	県森林課資料
		特用林産物	特用林産物生産額	
水産業	海面漁業・海面養殖業・水産加工業		海面漁業生産額	県生産流通課(水産振興)資料
	内水面漁業		漁業就業者数	国勢調査(総務省)
	内水面養殖業		内水面養殖業経営体数	漁業センサス(農林水産省)
鉱業		鉱業就業者数	事業所・企業統計調査(総務省)	
製造業		粗付加価値額	工業統計調査(経済産業省)	
建設業	公共工事	普通建設事業費	県内市町村財政の状況(県市町村課)	
	民間工事・修繕工事		家屋新造分決定価格	県市町村課資料
電気・ガス・水道業	電気業	東北電力発電部門	発電電力量	東北電力資料
		東北電力送電・配電部門	営業所管轄地域人口	山形県社会的移動人口調査 (県統計企画課)
		酒田共同火力発電	(酒田市)	
		たちかわ風力発電 立川町風力発電所	(立川町)	
		公営(県企業局)	発電電力量	県企業局資料
	ガス業		都市ガス供給区域内世帯数	各ガス供給事業所資料
	熱供給業		(山形市)	
	水道業		水道事業営業収益	県内市町村財政の状況(県市町村課)
	廃棄物処理業		廃棄物処理業就業者数	事業所・企業統計調査(総務省)
	卸売・小売業	卸売業	卸売業年間商品販売額	商業統計(経済産業省)
小売業		小売業年間商品販売額		
金融・保険業	金融業	金融業就業者数	事業所・企業統計調査(総務省)	
	保険業	保険業就業者数		
不動産業	不動産仲介業・管理業		不動産取引業就業者数	事業所・企業統計調査(総務省)
	住宅・不動産賃貸業		固定資産税課税標準額(家屋)	市町村税関係統計表(県市町村課)
運輸・通信業	運輸業	道路貨物運送業	道路運送業従業者数	事業所・企業統計調査(総務省)
		その他の運輸業	運輸業就業者数 (道路貨物運輸業除く)	
	通信業	郵便事業	人口	山形県社会的移動人口調査 (県統計企画課)
		国内電信電話業	加入電話台数	山形県統計年鑑(県統計企画課)
サービス業		サービス業就業者数	事業所・企業統計調査(総務省)	
政府サービス生産者	電気・ガス・水道業		下水道事業営業費用額 農業集落排水事業営業費用 清掃費	市町村行財政概要(県市町村課)
	サービス業	教育	国公立学校教員数	学校基本調査(文部科学省)
	公務		公務従業者数	事業所・企業統計調査(総務省)
対家計民間非営利サービス生産者		民間非営利団体従業者数	事業所・企業統計調査(総務省)	
輸入品に課される税・関税、(控除)総資本形成に係る消費税、 (控除)帰属利子		上記項目までの小計		



## 分配系列

項 目		分割指標	基礎資料		
雇用者報酬	賃金・俸給	給与所得	市町村税関係統計表(県市町村課)		
	雇主の現実社会負担				
	雇主の帰属社会負担				
財産所得	一般政府	受取	財産運用収入 + 預金利子	県内市町村財政の状況(県市町村課)	
		支払	公債費		
	家計	受取利子	雇用者所得 + 個人企業所得	市町村税関係統計表(県市町村課)	
		支払利子			
		受取配当			
		保険契約者に帰属する財産所得	所得控除額のうち生命保険料 + 所得控除額のうち損保保険料	市町村税関係統計表(県市町村課)	
		受取賃貸料	固定資産課税標準額(土地)	市町村税関係統計表(県市町村課)	
	対家計民間非営利団体	受取	民間非営利団体従業者数	事業所・企業統計調査(総務省)	
		支払			
	企業所得	民間企業	民間企業(持ち家を除く)	(県民経済計算の企業所得(持ち家分を除く)) × (住宅不動産賃貸業を除く産業の総生産額の対県割合) - 公的企業所得	
持ち家			固定資産課税標準額(家屋)	市町村税関係統計表(市町村課)	
公的企業		非金融法人企業	国有林野事業	国有林野面積	秋田営林局資料
			日本道路公団	(山形市)	
			食糧管理特別会計	政府買入米数量	県生産流通課資料
			郵政事業	人口	山形県社会的移動人口調査(県統計企画課)
			国立病院(山形大学医学部附属病院)	(山形市)	山形大学医学部資料
			県立病院	病院事業損益	県立病院課資料
			県企業局	企業局職員数	県企業局資料
			その他(県公社)	(山形市)	
		市町村営企業	市町村営企業損益	県内市町村財政の状況(県市町村課)	
		金融機関	日本銀行資金運用部特別会計 中小企業金融公庫	(山形市)	
			郵便貯金・簡易保険・郵便年金	人口	山形県社会的移動人口調査(県統計企画課)
			国民金融公庫	事業所所在地人口	山形県社会的移動人口調査(県統計企画課)

### 3 SNAと日本標準産業分類(平成14年3月改訂)の対応表

SNA分類	日本標準産業分類
1 農業	01 農業(0113のうち「しいたけ栽培農業」 林業) (0113のうち「もやし栽培農業」 食料品製造業) (015 園芸サービス業 その他の対個人サービス業) 804
2 林業	02 林業 0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「しいたけ栽培農業」
3 水産業	03 漁業 04 水産養殖業
4 鉱業	05 鉱業 2581 砕石製造業
5 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「もやし製造業」 932 と畜業 11 繊維工業 15 バルブ・紙・紙加工品製造業 17 化学工業 18 石油製品・石炭製品製造業 22 窯業・土石製品製造業(2581 砕石製造業 鉱業) 23 鉄鋼業 24 非鉄金属製造業 25 金属製品製造業 26 一般機械器具製造業 27 電気機械器具製造業 28 情報通信機械器具製造業 29 電子部品・デバイス製造業 30 輸送用機械器具製造業 31 精密機械器具製造業 12 衣服・その他の繊維製品製造業 13 木材・木製品製造業 14 家具・装備品製造業 16 印刷・同関連産業 19 プラスチック製品製造業 20 ゴム製品製造業 21 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業 4121 レコード製作業 413 新聞業 414 出版業
5 製造業 食 料 品 織 維 バ ル ブ ・ 紙 化 学 石 油 ・ 石 炭 製 品 窯 業 ・ 土 石 製 品 一 次 金 属 金 属 製 品 一 般 機 械 電 気 機 械 輸 送 用 機 械 精 密 機 械 そ の 他 の 製 造 業	
6 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業 08 設備工事業
7 電気・ガス・水道業	<電気業> 33 電気業 <ガス業・熱供給業> 34 ガス業 35 熱供給業 <水道業> 361 上水道業 362 工業用水道業 <廃棄物処理業> 85 廃棄物処理業(うち民営事務所による活動)
8 卸売・小売業	<卸売業> 49 各種商品卸売業 50 繊維・衣服等卸売業 51 飲食料品卸売業 52 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業 53 機械器具卸売業 54 その他の卸売業 939 他に分類されないサービス業のうちの「市場」 <小売業> 55 各種商品小売業 56 織物・衣服・身の回り品小売業 57 飲食料品小売業 58 自動車・自転車小売業 59 家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業 60 その他の小売業

SNA分類	日本標準産業分類
9 金融・保険業 < 金融業 > < 保険業 >	61 銀行 62 協同組織金融業 63 郵便預貯金取扱機関、政府関係金融機関 64 貸金業、投資業等非預金信用機関 65 証券業、商品先物取引業 66 補助的金融業、金融附帯業 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
10 不動産業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業(6912土地賃貸業は除く) (693駐車場業は除く 運輸業) 帰属計算する住宅賃貸料
11 運輸・通信業 < 運輸業 > < 通信業 >	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 693 駐車場業 831 旅行業 37 通信業 78 郵便業
12 サービス業 < 教育 > < 研究 > < 医療業 > < 保健衛生 > < 介護 > < その他の公共サービス > < 広告業 > < 業務用物品賃貸業 > < その他の事業所サービス > < 娯楽業 > < 放送業 > < 飲食店 > < 旅館 > < 洗濯・理容・浴場業 > < その他の対個人サービス業 > < 自動車・機械修理業 > < 分類不明産業 >	7721 職員訓練施設 7722 職業訓練施設 81 学術・開発研究機関 73 医療業 742 健康相談施設 7492 検査業 7493 消毒業 754 老人福祉・介護事業(うち介護保険によって提供されるサービス) 7592 訪問介護事業(うち介護保険によって提供されるサービス) 79 協同組合(他に分類されないもの) 911 経済団体 89 広告業 88 物品賃貸業 39 情報サービス・調査業 4122 ラジオ番組制作業 415 映像・音声、文字情報製作に附帯するサービス業 80 専門サービス業(他に分類されないもの)(804 獣医業 農業) (807 著述業・芸術家業 娯楽業)(808 写真業 その他の対個人サービス業) 90 その他の事業サービス業 411 映像情報製作・配給業 807 著述家・芸術家業 84 娯楽業 38 放送業 70 一般飲食店 71 遊興飲食店 72 旅館・その他の宿泊所(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動) 82 洗濯・理容・美容・浴場業 014 園芸サービス業 773 学習塾 774 教養・技能教授業 808 写真業 83 その他の生活関連サービス業(831 旅行業 運輸・通信業) 873 表具業 879 その他の修理業 861 自動車整備業 871 機械修理業 872 電気機械器具修理業 SNA国内総生産推計に用いる生産主体のうち産業部門に属し、 かつ、前記の産業部門に属さないもの

S N A 分類	日本標準産業分類
13 政府サービス生産者	
< 電気・ガス・水道業 >	363 下水道業 85 廃棄物処理業(うち国・地方公共団体による活動)
< サービス業 >	5795 料理品小売業(うち給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工による給食の生産活動と、学校教育法に基づく国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対して実施される給食の生産活動) 76 学校教育(うち国及び地方公共団体が設置する学校) 77 その他の教育、学習支援施設(773学習塾、774教養・技能教授業を除く)(うち国及び地方公共団体が設置する社会教育施設・職員・職業訓練施設の活動(訓練施設については一部の特殊法人等が行う活動も含む)) 81 学術研究機関(うち国、地方及び一部の特殊法人等が行う活動)
< 公務 >	3611 上水道業(うち船舶給水業) 4854 貨物荷扱固定施設業(うち荷役棧橋設備等の港湾関係分) 4855 棧橋泊きよ業 4899 その他の運輸に附帯するサービス(うち航路標識事業所(灯台)、海上交通センター等による水路情報提供活動) 4856 飛行場業(うち国及び地方公共団体の行う空港(第一種、第二種及び第三種)の管理) 74 保健衛生(うち国及び地方公共団体による活動) 75 社会保険・社会保障(うち国、地方公共団体及び社会保険事業団体(国公立)・労働福祉事業団・簡易保険福祉事業団による活動) 95 国家公務(準公務に格付けされる各部門を除く) 96 地方公務(準公務に格付けされる各部門を除く)
14 対家計民間非営利サービス生産者	
< 教育 >	5795 料理品小売業(うち給食(政府サービス生産者分を除く)) 76 教育(うち国、地方公共団体以外の者が設置する学校の活動) 771 社会教育(うち民法第34条の法人・その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動)
< その他 >	81 学術研究機関(うち私立学校及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う活動) 742 健康相談施設(うち対家計民間非営利団体による活動) 75 社会保険・社会福祉・介護事業(うち政府サービス生産者、サービス業以外の活動) 91 政治・経済・文化団体(911経済団体 その他の公共サービス業) 92 宗教 9311 集会場